

記者発表資料

**災害時の応急対策に協力して頂ける企業を募集
～災害時における災害応急対策業務に関する協定～**

東京国道事務所では、地震・大雨・大雪などにより、当事務所が管理する道路施設が被災した場合に、迅速な情報収集、被災施設の早期復旧や被害拡大の防止を図るため、資機材及び労力を保有する企業と「災害時における災害対応策業務に関する協定」を締結し、災害に備えております。

この度、平成30年度に更新を迎える協定について、引き続き災害発生時に備え協定を締結していきたいと考えており、募集にあたっては特に「首都直下地震」の災害応急対策に積極的に協力する意欲を持ち、技術力と行動力のある企業を募集いたします。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度(災害協定等の有無)」の項目に加算評価されます。

また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務(防災訓練を除く)を行うと「地域貢献度(災害協定に基づく活動実績の有無)」の項目に加算評価されます。

○受付期間 平成30年4月2日(月)～平成30年4月24日(火)

関係資料は、下記ホームページに掲載しますのでご覧下さい。

東京国道事務所ホームページアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 TEL 03-3512-9090(代表)
副所長 阿久津 保則(あくつ やすのり) 内線204
建設専門官 飯田 久典(いいだ ひさのり) 内線306

協定及び公募の概要

《協定名》

「災害時における災害応急対策業務に関する協定」

《協定の目的》

本協定は、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災箇所の早期復旧に資することを目的とする。

《業務内容》

- ①緊急点検(パトロール)……………損壊箇所等被害の把握と報告
- ②緊急措置……………道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置
- ③道路啓開……………緊急車両の通行を確保するための障害物の除去等
- ④応急復旧……………状況に応じた応急復旧を実施
- ⑤除雪作業……………車道、歩道の除雪及び凍結防止剤の散布
- ⑥防災訓練……………情報伝達訓練・災害対策機器の操作訓練等の参加

《協定担当区間》

東京都23区内の国道(1、4、6、14、15、17、20、246、254、357号)のうち概ね5kmの区間

《協定期間》

平成30年6月1日から平成32年5月31日(2年間)

《応募資格(概要)》

①関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の平成29・30年度入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること。

②東京都内に建設業法に基づく本店、支店または営業所を有すること。

③平成15年4月1日以降に、東京都内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績を有すること。

《スケジュール》

①公募の期間:平成30年4月2日(月)～平成30年4月24日(火)まで

②協定締結者への通知:平成30年5月21日の週を予定

※詳細については、公告文で確認をお願いします。

※公募の公示文は平成30年4月2日(月)より東京国道事務所のホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku>)及び事務所庁舎内に掲示してあります。